

別添 1

仕 様 書

1. 概要

- | | |
|-------------|---|
| (1) 件 名 | 国立研究開発法人森林研究・整備機構森林総合研究所
北海道支所で使用する電気 |
| (2) 需 要 場 所 | 国立研究開発法人森林研究・整備機構森林総合研究所
北海道支所（札幌市豊平区羊ヶ丘 7 番地） |
| (3) 業種及び用途 | 学術・研究 |

2. 供給期間（契約期間）

令和 8 年 4 月 1 日 0 時から 令和 9 年 3 月 3 1 日 2 4 時まで

3. 仕様

受注者は以下に記載する仕様等を基に、安定的且つ恒常的に常時電力の供給を行うこと。

(1) 供給電気方式その他

- | | |
|-------------|-------------|
| ・供給電気方式 | 交流 3 相 3 線式 |
| ・供給電圧（標準電圧） | 6, 0 0 0 V |
| ・計量電圧（標準電圧） | 6, 0 0 0 V |
| ・標準周波数 | 5 0 H z |
| ・供給方式 | 1 回線受電 |
| ・蓄熱式負荷設備の有無 | 無 |

(2) 予定契約電力及び予定使用電力量

- ・予定契約電力：8 9 k W（実量制）
（契約電力とは、契約上使用できる電気の最大電力を示し、計量器より計測される値が原則としてこれを超えないものとし、1 ヶ月の最大需要電力と前 1 1 ヶ月の大需要電力のうち、いずれか大きい値とする。）
- ・契約期間中の予定使用電力量：5 1 0, 5 1 9 k W h（内訳別紙）

(3) 需給地点及び供給ライン等

1) 需給地点

国立研究開発法人森林研究・整備機構森林総合研究所北海道支所（以下「研究所」という）内における北海道電力株式会社の電柱上、当支所架空引込線への気中開閉器の 1 次側接続点の開閉器電源側接続点

2) 電力量等の検針

- ・研究所受電施設内に検針装置設置
- ・自動検針機能有り
- ・遠隔自動検針（電力会社検針方法）

(4) 電気工作物の財産分界点

上記(3)-1)の需給地点に同じ

- (5) 保安上の責任分界点
電気工作物の財産分界点と同じ

4. その他

- (1) 当該契約においての契約電力について、研究所構内の設備工事等により、増減の際は受注者と協議する。
- (2) 当該契約の使用予定電力量については概算電力量であり、契約期間中は増減の可能性がある。
- (3) 力率については、自動力率調整装置を設置し、契約期間中 100%を予定力率とする。
- (4) フリッカ発生機器等、電気の質に影響を与える負荷設備は有さない。
- (5) 非常用自家発電設備として 250kVA×1台を有している。
- (6) 電力料金の調整及び仕様書に定めのない供給条件は、当該地域を直轄する事業者が定める特定規模需要の標準供給条件による。
なお、入札価格の算定にあたっては、燃料費調整額、太陽光発電促進付加金及び再生可能エネルギー発電促進賦課金は考慮しないこと。
- (7) 電力供給における料金その他を計算する場合の単位及び端数処理は次のとおりとする。
- ・ 契約電力及び最大需要電力の単位は、1kWとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入する。
 - ・ 使用電力量の単位は、1kWhとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入する。
 - ・ 料金その他の計算における合計金額の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下を切り捨てる
 - ・ 消費税額及び地方消費税額の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下を切り捨てる。
- (8) 電力使用量確認方法等
当該経費は適法な請求書を受領した日から 40 日以内に支払うので、受注者は以下に記載する事項の当該月（当該月初日から当該月末日）分の電力使用量等を調査・記載した書面を作成し、当該月分請求書と併せて提出すること。なお、適法な関係書類を受領した後支払いの手続きを実施する。
（調査・記載事項）
- ・ 当該月使用電力量（電力単価毎の区分毎）
 - ・ 当該月力率
 - ・ 当該月ピーク時最大電力
- (9) 研究所の受電設備のメンテナンス等のため、契約期間中に複数回停電する場合がある。
- (10) 契約後、計量器等の変更等が必要な場合は、当該費用及びその一切について受注者の負担及び責任において実施すること。
- (11) 再生可能エネルギーを導入していること。
- (12) 本仕様書は業務内容等の概略を明記したものであり、本仕様書に明記無き事項や、電力供給において協議しなければならない事項、突発的・不測事態等が発生した場合は、協議し解決するものとする。